民生委員・児童委員用

高崎市災害時電話・ＦＡＸサービス　申込書

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 申込区分 | □　新規登録　　□　登録内容変更　　□　登録廃止 |
| 申請者 | ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 大正・平成昭和・令和　　　　　　　　 年 　　　月 　　　日 | 性別 | □ 男 / □ 女 |
| 住所 | 高崎市　　　　　　　町　　　　　　　　　　番地 |
| 町内会 | 　町内会 |
| 登録サービス | ※いずれか一つに、チェックをしてください。□　自宅電話　　□　携帯電話　　□　ＦＡＸ |
| 登録番号(上記登録番号を右記に記入） | ０ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

**※登録申請者は、本市に住民登録のある方に限ります。**

**※裏面の注意事項について、ご確認いただきますようお願いいたします。**

|  |
| --- |
| 高崎市記入欄 |
| 受付印 | 登録処理欄 | 登録番号 | 備考 |
|  |  |  |  |

**【申込みにあたっての注意事項】**

１　個人情報の取扱い

本申込書に記載された住所、氏名、電話番号又はFAX 番号については、本サービスによる災害情報の配信にのみ使用し、他の目的のために使用することはありません。

２　料金

登録料や電話・FAX の受取りのための通信料はかかりません。

３　発信時間帯

避難情報のため、夜間（深夜）にも配信される場合があります。

４　登録の抹消

記載された電話番号又はFAX 番号について、宛先不明等により複数回にわたり配信できなかった場合に、登録を抹消させていただく場合があります。

５　免責事項

本サービスを利用することによって直接的、間接的または結果的に利用者が損害を被った場合でも、高崎市は責任を負いません。

６　本サービスの特性

本サービスは電話又はFAXによる配信であるため、特性上、回線の混雑状況や災害時の通信設備の被害状況により、遅延が生じたり、発信ができない場合があります。電話での自動配信は、受信確認がされなかった場合、再配信を行います。

また、本サービスへの登録に関わらず、災害発生の恐れがある際には、テレビやラジオ等で情報収集を行うようにしてください。

**【配信する情報】**

市内で災害の発生する可能性が高まった場合、避難指示等の対象となる町内会に対して配信します。

■高崎市総務部防災安全課

〒370-8501　高崎市高松町３５－１

　電話番号　027-321-1352　　FAX番号　027-321-1277